

No. 1827
2019・4・29
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp

思いは伝わらず、話は相変わらず、平行線のまま!

三次・吉田税務署に交渉と懇談

3・13重税反対全国統一行動で、三次・吉田各税務署に申入れをした事項の回答と交渉、懇談を4月16日に行いました。いよいよ半年を切った消費税増税に対する中小業者・国民の悲痛な思いを切実に訴えました。

申し入れ事項の回答
(三次・吉田とも趣旨は同回答)

①今年10月に予定されている消費税の10%への増税は中止すること。

②まやかしの「軽減税率」と、中小業者に過大な事務負担を課し、免税業者が商取引から排除されて廃業に追い込まれるインボイス制度導入は中止すること。

③消費税を今すぐ5%に戻すこと。

【回答】①、②、③の項目については制度に関する事なので、当署は法律の執行機関のため、お答えする立場ではない。

④国税通則法で法定化された税務調査での事前通知を徹底し、税務署長名の文書で行うこと。「行政指導」と称して納税者を来署させ、税務調査に移行して修正申告を迫ることは明らかな違法行為であり中止すること。

【回答】事前通知は税務調査でしないといけないことになっている。ここでいう税務調査とは署員が実地に臨場し、質問検査を行うことで、通知の際は、日時、場所、目的、範囲などを確実に伝わるように配慮している。円滑な通知をするため、基本電話です。

納税者に来署して、調査に移行する場合はこれに該当しない。

⑤納付困難な納税者の分納等の相談に真摯に対応すること。納税者の申請に基づく「納税の猶予」「換価の猶予」の趣旨を生かして、納税緩和措置を積極的に活用すること。

【回答】個々の実情に則しつつ適切に対応している。機械的な滞納整理はしていない。分納相談など適正に処理している。

⑥憲法が保障する申告納税制度の下では、納税者は法に基づき自らの判断で申告・納税することが大前提である。納税者が誰に相談し、どこから情報を収集するかを国家権力が縛ることはできない。納税者同士が行う税務相談に干渉や介入、権力的な弾圧は行わないこと。

【回答】税務行政はどの団体でも中立の立場で結社のことを言うことはない。だが、確定申告の作成、相談は税理士法違反になる恐れがあるのでご注意ください。

⑦すべての税務職員が憲法遵守を貫き、税務運営方針を守れることを徹底すること。

【回答】引き続きこの趣旨に沿って周知徹底していく。

交渉の内容

10月に行われる予定の消費税10%増税、複数税率・インボイス制度が半年に迫っています。ですが近づけば、近づくと、大混乱が予想されています。

「増税まであともうちょっとだが、今の段階で周知していると思うのか」と問うと、「事前予約制で軽減税率の学習会を行っている」と回答。「ではどれくらいの人数が参

☆婦人部主催☆
消費税法
学習会

5月24日(金)
午後7時

三次民商事務所

加しているのか」と聞くと、「まだ十分ではないので周知していく」と歯切れの悪い回答に、「こんな難しい税法を自分から進んで聞きに來る人はいない。まだ自社には関係ないと思っている業者は沢山いる」と現状を伝えました。「免税業者は商取引から排除される」「今増税されると廃業も考えなければいけない」「これ以上の事務負担を中小業者に強いるのか」と訴えましたが、「税を執行する機関なので、お答えする立場では無い」と平行線をたどるばかりでした。「中小業者は本当にしんどいのを国に上げてほしい」と強く訴えた交渉となりました。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

2019年度三次市国民健康保険税率改定

国保県単位化で税率が上がります。資金繰りが厳しい人は早めに相談を！

()内は前年度からの増減率・額

区 分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)
所得割額(率) (※1 基準総所得金額にかける率)	7.56% (▲0.02%)	1.41% (+0.38%)	1.72% (+0.17%)
資産割額(率) (※2 固定資産税額にかける率)	7.86% (▲3.14%)	1.43% (▲0.57%)	3.22% (▲1.23%)
被保険者均等割額 (被保険者1人当たり)	2万6,700円 (+1,400円)	5,700円 (+1,500円)	8,400円 (+1,100円)
世帯別平等割額 (1世帯当たり)	1万9,500円 (+500円)	3,600円 (+1,100円)	4,800円 (+300円)
課税限度額 (年間課税額の上限)	61万円 (+3万円)	19万円	16万円

民商からのおしらせ

★事務所の開所

ゴールデンウィークにより、4月28日～5月6日まで、三次民商事事務所は閉所しています。

★5月当番さんへ

商工新聞は5月6日付け号(第一週)が休刊となります。5月15日号を第2週で集金袋と一緒に下ろします。宜しくお願いいたします。

【労働保険実務説明会】のご案内

この4月から働き方改革関連法が施行されたので、実務説明会で改正点を学習します。

【労働保険年度更新(書き込み)】のご案内

●5月13日(月)
●5月14日(火)

●5月9日(木)

昼2時～

●5月10日(金)

いずれも 昼1時30分～5時30分

三次民商事事務所

三次民商事事務所

セミナー・イベントの開催場所
第5講義 アポイントを取る時のマナー 1時限目
自分の都合より相手の都合を優先することが重要

打ち合わせや商談などで取引先の会社を訪問する際は、アポイントメント(訪問日時)の約束を取るのがマナーです。急用の場合を除き、相手の都合を聞かずにいきなり訪問するのは失礼にあたります。
アポイントメントを取るのには電話かメールが基本です。原則として希望日の1週間くらい前までには連絡をします。

なお、業界ごとに繁忙期や忙しい時間帯があります。決算期や月末、月初め、月曜の午前中、終業前後などの電話連絡や訪問はなるべく避けるようお願いします。
連絡する際は、以下の内容を伝え、相手の都合を聞きます。

- ・自己紹介・訪問の目的、用件
- ・訪問日時・所要時間
- ・訪問者の人数

原則として、依頼する側が先方の都合に合わせてるのがマナーです。
相手の都合を聞き、続けてこちらの候補日と同行人数を伝えて、先方に日時を決めてもらいます。

アポイントメントが取れたら、「〇月〇日、金曜日の14時に課長のCと私(B)の2名でお伺いします。どうぞ、よろしくお願いたします」などと訪問日時をしっかりと確認します。

初めて訪問する会社の場合は、受付の様子を聞いておくと安心です。最近では受付に置いてある内線電話から担当者呼び出す会社が増えています。
また、訪問前日にスケジュール確認の連絡を入れるようにしましょう。「A商会のBです。明日14時にお約束いただいたとおりです。予定通り伺いますので、よろしくお願いたします」と連絡します。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654